

【中国】固体廃棄物環境汚染防止法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2020年4月29日、固体廃棄物環境汚染防止法が改正された。生活ごみの分別回収制度、医療廃棄物の処理等のほか、過剰包装・プラスチック汚染を規制する条項が盛り込まれた。

1 背景と経緯

2017年10月の中国共産党第19回党大会において、環境汚染の防止が三大重要課題の一つに位置付けられ、固体廃棄物やゴミ処理の強化等の具体的な方策が示された。これと同時に、全国人民代表大会常務委員会は、固体廃棄物環境汚染防止法¹の実施状況の検査に基づき、汚染者負担の制度が不十分である等の改善点を指摘し、同法改正の提案を行った²。その後、同常務委員会での3回の審議を経て、地方で進む生活ごみの分別回収の動向や、過剰包装やプラスチック汚染の2025年までの解消目標を示した通知³等を踏まえ、さらに新型コロナウイルス感染防止対応で得られた医療廃棄物処理に関する教訓等も盛り込んで、全面改正がなされた。現行法（全6章91条）に比べ、条文が大幅に追加されている（全9章126条）。改正法は2020年4月29日に成立し、同日公布され、同年9月1日に施行される⁴。

2 改正法の概要

(1) 章構成

第1章：総則（第1条～第12条）、第2章：監督管理（第13条～第31条）、第3章：工業固体廃棄物（第32条～第42条）、第4章：生活ごみ（第43条～第59条）、第5章：建築ごみ・農業固体廃棄物等（第60条～第73条）、第6章：危険廃棄物（第74条～第91条）、第7章：保障措置（第92条～第100条）、第8章：法的責任（第101条～第123条）、第9章：附則（第124条～第126条）

(2) 目的

生態環境の保護・改善、環境汚染の防止等に加え、生態文明の建設⁵が追加された（第1条）。

(3) 原則

国は環境に優しい発展の方式を推し進め、クリーナープロダクション（CP）⁶や循環経済の発

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ 1995年に制定され、2004年に全面改正がなされた後、2013年、2015年、2016年に若干の部分的修正が施された。

² 人民代表大会の常務委員会は、重要問題について関連法規の実施状況を検査するため、専門チームを組織して検査に当たらせることとされる。「中华人民共和国各级人民代表大会常务委员会监督法」（中国人大網 <http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2006-09/26/content_5354987.htm>）の第4章「法律法规实施情况的检查」を参照。

³ 「国家发展改革委 生态环境部关于进一步加强塑料污染治理的意见」2020.1.19. 国家发展和改革委员会 <https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202001/t20200119_1219275.html>

⁴ 「（受权发布）中华人民共和国固体废物污染环境防治法」2020.4.30. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/2020-04/30/c_1125925247.htm>

⁵ 習近平国家主席の「绿水青山就是金山银山（緑の山河こそが金山銀山）」に代表される、経済発展と環境保護を両立させる思想が、2018年以降「習近平生態文明思想」と呼ばれる。「习近平：坚决打好污染防治攻坚战 推动生态文明建设迈上新台阶」2018.5.19. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2018-05/19/c_1122857595.htm>

⁶ 中国語原文は「清洁生产」。CP促進法（「中华人民共和国清洁生产促进法」2012.3.1. 中国人大網 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c12435/201203/b90def9e739c4d028e2c6a3539218174.shtml>>）第2条によれば、クリーンな資源や先進的な技術・設備等により、生産・利用等の過程での汚染物質の排出及び環境被害を減らし防ぐことをいう。

展を促進し、環境に優しく低炭素型の生活様式を提唱し（第3条）、目標責任制及びその審査評価を実施すること（第7条）、減量化・資源化・無害化の原則を貫徹し、あらゆる組織・個人が固体廃棄物の発生量を減らし、その総合的利用を促進すること（第4条）等が追加された。

（4）監督管理

国は固体廃棄物の輸入ゼロを段階的に実現する（第24条）。国務院標準化主管部門は固体廃棄物の総合的利用の基準を制定し（第15条）、同生態環境主管部門は、固体廃棄物の収集から処理までの全過程の監視制御と情報化による追跡を推進しなければならない（第16条）。

（5）工業固体廃棄物

国務院工業・情報化主管部門は、国務院の他部門とともに、工業固体廃棄物の総合的利用のための技術、設備及び製品の案内目録を定期的に公開し、工業固体廃棄物資源の総合的利用について評価を実施し、その総合的利用を推進しなければならない（第34条）。

固体廃棄物を排出する組織は汚染排出許可証を取得し、所在地の生態環境主管部門に対し、工業固体廃棄物の種類・数量等の資料に加え、廃棄物の発生を減らし総合的利用を促進する具体的方法を提示し、汚染排出許可管理制度の関連規定を履行しなければならない（第39条）。

（6）生活ごみ

国は生活ごみの分別制度を推進する（第6条）。県級以上の地方人民政府は、分別して投棄・収集・運搬・処理を行う生活ごみの管理システムを構築し、生活ごみ分別制度を普及させ（第43条）、発生者負担の原則に照らし、生活ごみ処理の有料制度を構築しなければならない（第58条）。省・自治区・直轄市等は、実際の状況に合わせて、その地域の生活ごみの具体的な管理規則を制定することができる（第59条）。

県級以上の地方人民政府の環境衛生主管部門は、生ごみの資源化・無害化処理事業を進める責任を負う。生ごみを発生させ、収集する組織及びその他の生産経営者は、相応の条件を備えた組織に生ごみを引き渡して無害化処理を行わなければならない（第57条）。

（7）過剰包装・プラスチック汚染

製品や包装物のデザイン・製造は、CPに関する国の規定を遵守しなければならない。生産経営者は、国務院標準化主管部門が定める商品の過剰包装を制限する規格を遵守しなければならない。法により所定の目録で指定された製品や包装物を生産・販売・輸入する企業は、国の関係規定に従い、その製品や包装物を回収しなければならない。電子商取引・宅配・デリバリー等の業種は、繰り返し使用でき、回収利用が容易な包装物を優先的に使用し、包装を合理化し、積極的に回収利用しなければならない（第68条）。

国は、分解できないビニール袋等の使い捨てプラスチック製品の生産・販売・使用を、法により禁止・制限する。商店の開設者、電子商取引サイト運営企業や宅配企業、デリバリー企業は、国の関連規定に従い、商務・郵政等の主管部門に対し、使い捨てビニール製品の使用・回収状況を報告しなければならない（第69条）。

（8）危険廃棄物

医療廃棄物は、国の危険廃棄物リストに基づき管理する。医療衛生機構は、発生した医療廃棄物を法により分別収集し、医療廃棄物集中処理組織に処理させなければならない（第90条）。

重大な伝染病流行等の非常事態が発生した時は、県級以上の人民政府は、医療廃棄物等の危険廃棄物の収集・貯蔵・運搬・処理等を統一的に計画調整し、必要な設備や防護物資を確保しなければならない（第91条）。